平成２５年（フ）第１０９３号
横浜市保土ケ谷区狩場町26番地１　コープ保土ケ谷Ａ―113号
債務者　栗田　　淳
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市前田南町１丁目16番地の18　Ｂ―301
債務者　坂上　寛高
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４０号
秋田県山本郡藤里町粕毛字室岱２番地８
破産者　佐々木みどり
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１７４号
滋賀県近江八幡市西本郷町東８番地10　103号
破産者　村山　新市
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４２７号
熊本市北区打越町40番38号　レオパレスＵＣＨＩＫＯＳＨＩ301号、破産手続開始決定時の住所熊本市東区東本町８番５―78号　市営住宅１Ｃ―５―78
破産者　内田　一春
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
北海道小樽市緑２丁目６番115号　グリーンヒルズ小樽801号室、開始決定時の住所北海道小樽市高島５丁目12番70号
破産者　今　　裕
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８１号
茨城県神栖市波崎9326番地
破産者　礒野三恵子
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第２４６号
富山市上八日町１番地　ヴィラ・アエロポールⅡ101号、開始決定時の住所富山市秋ヶ島128番地
破産者　野上　猛虎
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６３２号
名古屋市守山区森孝東２丁目814番地　森孝西住宅１棟302号、開始決定時の住所名古屋市西区花の木３丁目12番17号
破産者　正村　勝一
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４５号
名古屋市緑区大高町字北平部１番地の66　県営北平部住宅104号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字細根116番地の３　グローリアス有松北201号
破産者　仁枝　洋次
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０２号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷参区183番地
破産者　河合　里美
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８８号
名古屋市中川区二女子町４丁目29番地
破産者　上田　義捷
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３９１号
愛知県日進市岩崎町岩根108番地４
破産者　薩山　彰一
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６号
滋賀県長浜市高月町井口1371番地２
破産者　雀部庄一郎
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第５９１号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋198番地の９
破産者　北口　淳二
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目102番地、旧住所鳥取県鳥取市川端４丁目202番地
破産者　濱﨑　芳宏
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５３号
岩手県花巻市東和町土沢１区25番地１　コーポ山久１―３号室、旧住所盛岡市天神町９番27号　コーポアリス203号
破産者　川口　敬文
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部